

10 特定農業法人制度

(1) 特定農業法人とは

特定農業法人とは、基盤強化法第23条の農用地利用規程の項によって、平成5年に創設された制度です。

特定農業法人制度創設の趣旨

- ア 基盤強化法においては、育成すべき経営体を明確化するとともに、この者に農業経営基盤の強化を推進するための措置を講じていくこととしている。
- イ しかしながら、地域によっては、既に集落内に農業の後継者がいないなど将来の農業の担い手確保に不安を持っているところが多い。
- ウ 現在、このような地域においては、集落の話合いを通じて生み出された生産組織を活用する等、集落営農方式により地域の農業を維持してきているところである。しかしながら、このような取組みは、集落リーダーの指導力のみ依存する不安定なものであるため、これを法人化し、集落農場的なものを育成していくことにより、将来的に担い手として自立しうよう、支援措置を講じていくことが有効かつ適当である。
- エ このような観点から、特定農業法人制度を創設することとなった。この場合、既に多くの集落において集落機能の活用等を通じて、一定地域内の農業者等が協力して作付地の集団化、農作業の効率化を図っていることから、農用地利用改善事業を実施する場合のひとつの方策として、当該事業実施区域内の農用地の相当部分を利用しようとする特定農業法人又は特定農業団体を明確化し、当該法人に農地利用を集積するための取組みを制度化することとしたものである。

(2) 特定農業法人制度のしくみ

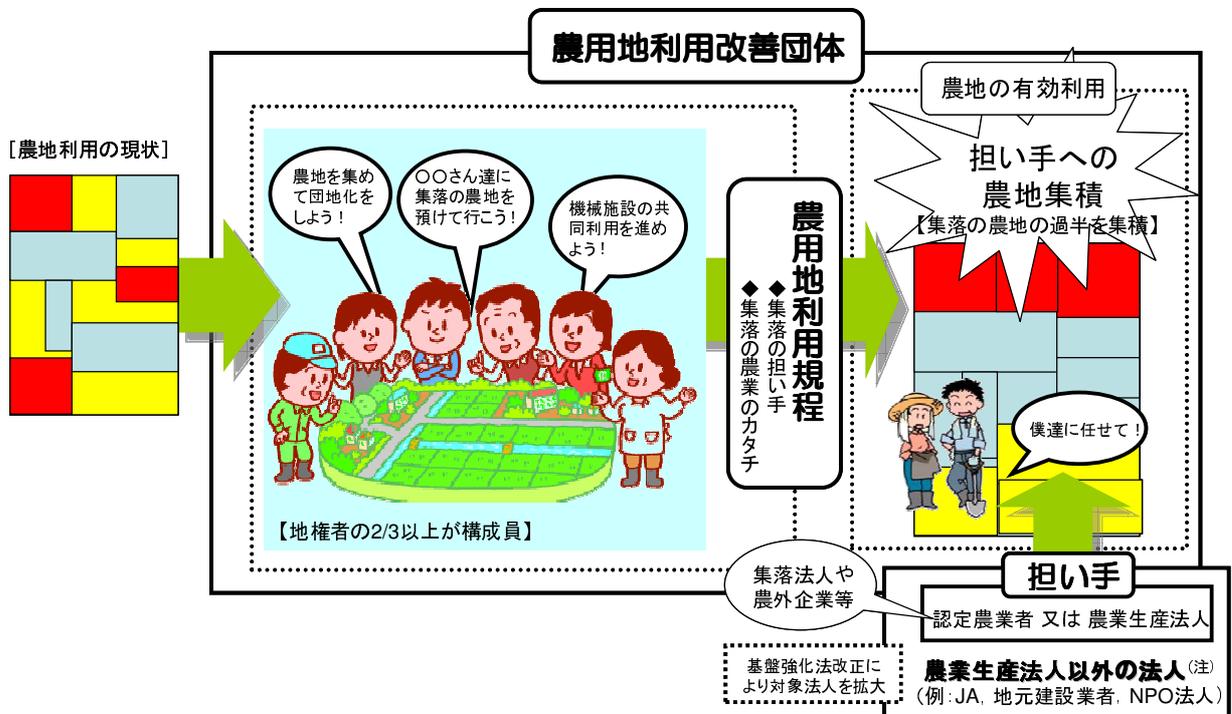
小規模で分散したほ場条件のもとで農業者の所得を増やしていくには、地域内の合意に基づいて農用地の利用関係の改善を行うことによって、作付地の集団化や農作業の効率化を図るなど、農用地の効率的かつ総合的な利用に取り組むことが重要です。

基盤強化法では、このような取組みを推進することを“農用地利用改善事業”と定義し、農用地に関し権利を有する者などによって組織する団体を農用地利用改善団体、また構成員の合意内容を記載したものを農用地利用規程と言います。

特定農業法人とは、

- ① 担い手不足が見込まれる地域において、
 - ② その地域の農用地面積の過半を集積する相手方として、農用地利用改善団体が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた法人であって、
 - ③ 農用地利用改善団体の構成員から農用地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農業経営を営む法人です。
- (基盤強化法第23条第6項)

※特定農業団体との違いは、特定農業法人が農用地の借受を中心として、農用地利用改善事業の実施区域内で利用集積を図るものに対し、特定農業団体は農作業受託によって、利用集積を図るという点にあります。

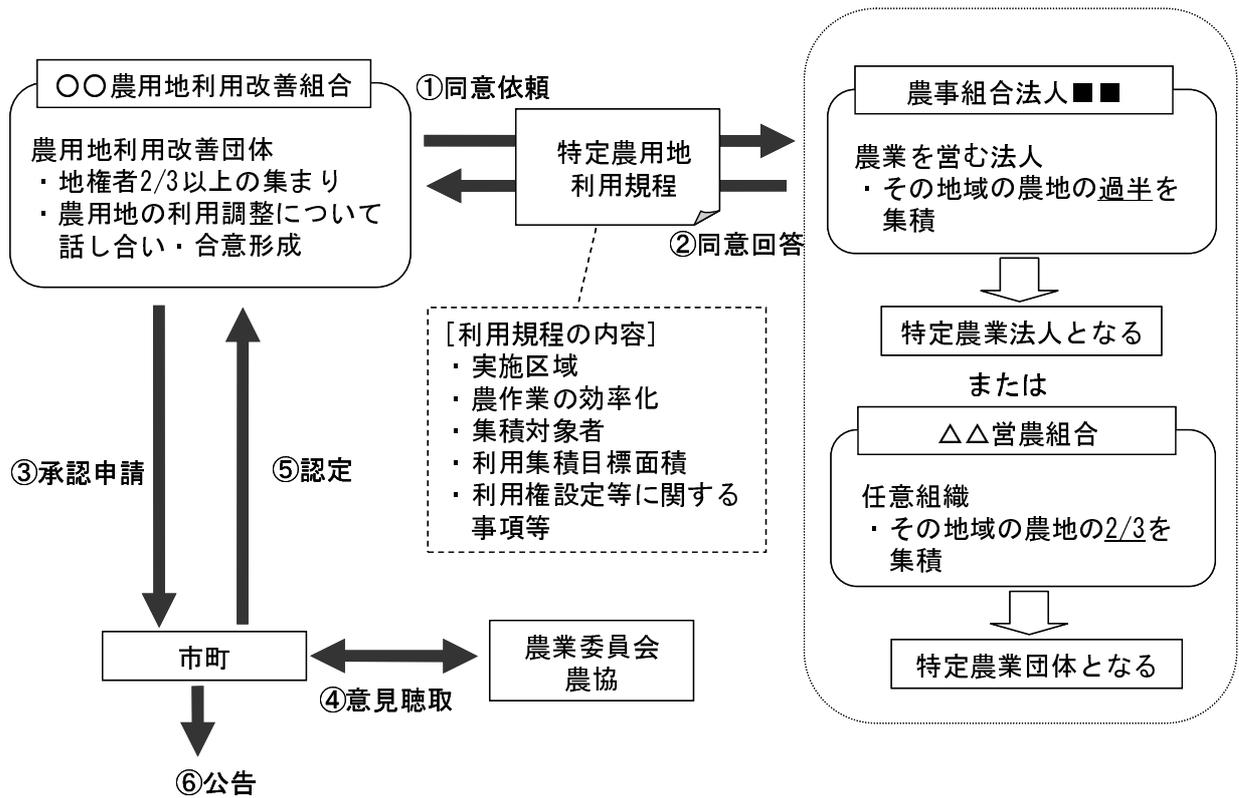


(注)平成21年12月の基盤強化法の改正により、貸借に限り農業生産法人以外の法人も農地を利用できるようになり、特定農業法人となることが可能となった。ただし、農地を所有する場合は、農業生産法人に限る。

図V-4 特定農業法人制度のフロー

①農用地利用改善団体の結成	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町の農業経営基盤強化促進基本構想に定める実施区域の基準に適合している ・その地区内の農用地について権利を有する者の 2/3 以上が構成員となっている ・一定の基準に従った定款又は規約を有している
②農用地利用規程の作成	規程の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項 ・農用地利用改善事業の実施区域 ・作付地の集団化，その他農作物の栽培の改善に関する事項 ・認定農業者とその他構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項 ・認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 <hr/> <p>【特定農用地利用規程の場合，次の事項を追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所 ・特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標 ・特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
③認定申請	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地利用規程 ・定款又は規約 ・権利を有する者の団体への加入状況を記載した書面 ・総会等で議決したことを証する書面 <hr/> <p>【特定農用地利用規程の場合，次の書類を追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定農業法人又は特定農業団体の同意書 ・特定農業法人が認定農業者である場合は，認定された経営改善計画 ・特定農業法人が認定農業者でない場合は，申請の日から起算して5年を経過する日までにを行う農業経営の規模の拡大，生産方式の合理化等の農業経営の改善に関する目標，当該目標を達成するためとるべき措置その他の事項を記載した計画 ・特定農業団体は，基盤強化法施行規則第23条第6項に定める書面
④市町の認定	認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想に適合するものである ・農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものである ・認定農業者等との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものである ・農用地利用規程が適正に定められており，農用地利用改善事業を実施する見込みが確実である <hr/> <p>【特定農用地利用規程の場合，次の基準を追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積目標が区域内農用地の相当部分について集積する目標であること 〔特定農業法人は過半，特定農業団体は2/3以上〕 ・特定農業法人又は特定農業団体が農用地利用改善団体の構成員からの申し出に係る農用地について利用権の設定又は農作業の受委託を行うことが確実であること
⑤市町の公告		<ul style="list-style-type: none"> ・公報への掲載，掲示板への掲示等の所定の手段で公告する
⑥活動内容		<ul style="list-style-type: none"> ・作付地の集団化，主要農作物の栽培管理の改善 ・農作業の共同化，農作業の受委託，機械・施設の共同利用 ・認定農業者への利用権の認定等の促進，農用地の利用関係の調整，荒し作りの解消 など

図V-5 農用地利用改善事業の仕組み



図V-6 特定農用地利用規程の認定手続き

特定農用地利用規程の有効期間は5年（基盤強化法施行令第6条）です。ただし、特定農業法人の同意を得た場合には、市町の承認を得て5年以内の延長が可能（基盤強化法施行令第6条）です。

なお、個人の認定農業者は、特定農用地利用規程に定めることはできません。

(3) 特定農業法人等に対する税制上の経過措置等

① 農用地利用集積準備金制度

これまで特定農業法人に対する税制上の特例措置として、各事業年度の農業収入の9%以下を農用地利用集積準備金として、積立額を損金算入することができ（積立期間：5年間）、農地の取得や機械・施設の設備投資のために取り崩した場合には、農用地利用集積準備金の範囲内で圧縮記帳を行うことができる「農用地利用集積準備金制度」がありましたが、農用地利用集積準備金の適用期限（平成19年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧租税特別措置法第61条の2、第61条の3、旧租税特別措置法施行令第37条の2、第37条の3）。

しかし、「所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第6号）附則第96条」による経過措置として、農用地利用集積準備金は法人の平成19年3月31日までに開始する各事業年度で、かつ、平成19年4月1日以降に終了する事業年度の所得の金額の計算及び農用地等を取得した場合の課税の特例は、法人の平成19年4月1日以降に終了する事業年度の所得の金額の計算については農用地利用集積準備金の残高の範囲内で、従来どおり適用できます。

なお、平成19年4月から、農業者戸別所得補償制度、農地・水・環境保全向上対策に係る交付金等について、認定農業者や特定農業法人等に対する新しい課税の特例措置として「**農業経営基盤強化準備金**」が創設されました。

【参照】 VI 農業法人の会計と税務 12 認定農業者と特定農業法人の特例（165ページ）

② 認定農業者である法人に対する税制上の特例措置

これまで、経営改善計画の認定を受けた農業生産法人（認定農業者）は、経営安定・体質強化のための農業用の機械・施設・大家畜等の割増償却制度（普通償却限度額の20%）が活用できましたが、適用期限（平成19年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧租税特別措置法第46条の3、旧租税特別措置法施行令第29条の3、旧租税特別措置法施行規則第20条の19）。

しかし、「所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第6号）附則第93条⑱」による経過措置として、法人が平成19年4月1日前に農業経営改善計画につき認定を受けた法人が有する農業用の機械及び装置、建物、及びその附属設備並びに生物については、従来どおり適用できます。